

歯と口の健康プランの目標値の取り扱いについて（案）

- 歯と口の健康プランにおいて、居宅等で療養する患者の口腔機能の管理等を推進する観点から、診療報酬における施設基準の一つである「在宅療養支援歯科診療所」の数の増加を目標として掲げている。

（歯と口の健康プラン中間評価時）

目標（富山県）	ベースライン値	現状値	計画目標値	達成状況
在宅療養支援歯科診療所数の増加	11 (H24)	71 (H29)	増加	B（改善傾向）

- 平成30年度診療報酬改定において、在宅療養支援歯科診療所の役割を明確化するとともに機能に応じた評価を行うため、「在宅療養支援歯科診療所1」と「在宅療養支援歯科診療所2」に細分化された。

（各施設基準の概要）

在宅療養支援歯科診療所1 多職種との連携を強化した在宅療養支援歯科診療所
在宅療養支援歯科診療所2 従来の在宅療養支援歯科診療所相当

（対応方針）

従来の在宅療養支援歯科診療所に相当する施設基準は在宅療養支援歯科診療所2であるが、在宅療養支援歯科診療所1はより高い機能を有する歯科診療所であることから、平成30年度以降は「在宅療養支援歯科診療所1」又は「在宅療養支援歯科診療所2」を届け出た歯科医療機関数により評価することとしてはどうか。

（参考）平成30年11月1日現在の施設基準届出受理状況

在宅療養支援歯科診療所1及び2の届出受理状況	
在宅療養支援歯科診療所1	2施設
在宅療養支援歯科診療所2	74施設

東海北陸厚生局 HP「施設基準の届出受理状況」より集計

平成30年度診療報酬改定の概要 歯科

厚生労働省保険局医療課

※ 本資料は現時点での改定の概要をご紹介するためのものであり、必ずしも最終的な施行内容が反映されていない場合等があります。算定要件・施設基準等の詳細については、関連する告示・通知等をご確認ください。

※ 本資料は、HP掲載時に適宜修正する場合がありますのでご注意ください。

在宅療養支援歯科診療所の見直し(主な内容)

在宅療養支援歯科診療所の役割を明確化するとともに機能に応じた評価となるよう見直しを行う。

- 在宅医療、介護に関する連携等
- 多職種連携 等



連携

在宅療養支援歯科診療所



【在宅療養支援歯科診療所1】
(従来より連携機能を強化)



【在宅療養支援歯科診療所2】
(従来の在宅療養支援歯科診療所に相当)

口腔機能管理の
推進



- 多職種連携による口腔機能管理

連携



- 他の保険医療機関、地域包括支援センター、訪問看護ステーション等との連携

研修内容の見直し

- 高齢者の心身の特性
- 認知症高齢者の特徴
- 高齢者の口腔機能管理
- 緊急時対応

- 認知症に関する研修の追加

質の高い在宅医療の確保①

在宅療養支援歯科診療所の施設基準の見直し①

- 在宅歯科医療における地域における関係者間の連携を推進する観点から、在宅療養支援歯科診療所の施設基準について、機能に応じた評価となるよう見直しを行う。

現行

【在宅療養支援歯科診療所の施設基準(抜粋)】

(1) 過去1年間に歯科訪問診療料を算定している実績があること。

(2) 高齢者の心身の特性、口腔機能の管理、緊急時対応等に係る適切な研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。

(中略)

(5) 当該地域において、在宅医療を担う保険医療機関と連携を図り、必要に応じて、情報提供できる体制を確保していること。

(6) 当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスの連携調整を担当する者と連携していること。

(以下、略)

改定後

【在宅療養支援歯科診療所1及び在宅療養支援歯科診療所2の施設基準(抜粋)】

【在宅療養支援歯科診療1】

(1) 過去1年間に歯科訪問診療1又は歯科訪問診療2をあわせて15回以上算定していること。

【在宅療養支援歯科診療2】

(1) 過去1年間に歯科訪問診療1又は歯科訪問診療2をあわせて10回以上算定していること。

【在宅療養支援歯科診療所1及び在宅療養支援歯科診療所(共通)】

(2) 高齢者の心身の特性(認知症に関する内容を含む)、口腔機能の管理、緊急時対応等に係る適切な研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。

(中略)

(5) (削除)

(6) (削除)

(7) (略)

(8) 当該診療所において、過去1年間に在宅医療を担う他の保険医療機関、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所又は介護保険施設等からの依頼による歯科訪問診療の依頼が5件以上であること。

質の高い在宅医療の確保②

在宅療養支援歯科診療所の施設基準の見直し②

改定後

【在宅療養支援歯科診療所1の施設基準】

(9) 以下のいずれか1つに該当すること。

- ① 当該地域において、地域ケア会議、在宅医療・介護に関するサービス担当者会議又は病院・介護保険施設等で実施される多職種連携に係る会議への年1回以上出席していること。
- ② 病院又は介護保険施設等の職員に対し、口腔管理に関する技術的助言や研修等を年1回以上実施していること。
- ③ 介護保険施設等において、入所者に対する口腔管理への協力を年1回以上実施していること(歯科訪問診療によるものを除く。)
- ④ 歯科訪問診療について、他の歯科医療機関との連携実績があること。

(10) 過去1年間に、以下のいずれかの算定が1つ以上あること。

- ① 栄養サポートチーム等連携加算1又は栄養サポートチーム等連携加算2の算定があること。
- ② 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の算定があること。
- ③ 退院時共同指導料1、退院時共同指導料2、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料又は在宅患者緊急時等カンファレンス料の算定があること。

【経過措置(施設基準)】

・平成30年3月31日において現に在宅療養支援歯科診療所に係る届出を行っている診療所については、平成32年3月31日までの間に限り在宅療養支援歯科診療所2の施設基準に該当しているものとみなす。